

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金295,369円を支払うものとすること。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金341,442円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年3月18日

(2) 事故発生場所

米子市東福原七丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、交差点を右折しようとした際、運転操作を誤り、対向車線で右折待ちのため停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。